



| | |
|---|---|
| 支店長 | 副支店長 |
|  |  |

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

総合責任者
 殿

内部監査人 

内部監査実施報告書

保税地域管理規則第 21 条に基づく内部監査を下記のとおり実施しましたので、報告致します

記

1. 監査実施年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 () 09:00 ~ 10:25

2. 監査保税地域名 

3. 監査対象期間 平成 25 年 12 月 ~ 平成 26 年 11 月

4. 監査項目

- | | 確認欄 |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| (1) 搬入状況 | |
| ・保税台帳の記帳状況 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| (2) 蔵置状況 | |
| ・貨物の適切な区分並びに「はい箋票」の添付状況 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・保税地域外への蔵置の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・長期蔵置貨物の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・貨物の取扱状況の記帳状況 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| (3) 搬出状況 | |
| ・保税台帳の記帳状況 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| (4) 電子情報資料の保存状況 | |
| ・バックアップデータの保存状況 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| (5) 税関手続状況 | |
| ・長期蔵置貨物、管理体制組織図、その他諸手続の処理状況 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| (6) その他 | |
| ・保税業務社内管理体制組織図の基本動作等の実施状況 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ・別紙「内部監査チェックリスト」 | |

5. 今回の重点監査項目

貨物の搬出入管理状況と記帳管理について

6. 講評

貨物の搬出入時の書類との対査確認、記帳事務は確実に実施されている。
はい箋の未通関表示も徹底され、整理整頓を含めた貨物管理は良好である。

保税蔵置場又は指定保税地域 内部監査チェックリスト

| 保税地域コード | [REDACTED] | 保税地域の名称 | [REDACTED] | |
|--|---|---------------------------|------------|--|
| 保税地域の所在地 | [REDACTED] | 監査者氏名 | [REDACTED] | |
| 監査年月日 | [REDACTED] | | | |
| 区分 | 監査項目 | 判定 | | |
| 貨物管理手続体制(搬出入管理状況) | 搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか。 | ○ | | |
| | 搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか。 | ○ | | |
| | 搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。 | ○ | | |
| | (具体的措置の内容) 貨物の搬出入時に確実に書類と対査確認して、システムに記帳しており、適正に管理している。 | | | |
| | 搬出につき必要とされる許可・承認書等を確認しないで搬出した事例はないか。 | ○ | | |
| | CPと実際の搬出入手続とは一致しているか。 | ○ | | |
| | CPと実際の搬出入手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。 | ○ | | |
| | (具体的措置の内容) 貨物の搬出は、輸出入許可情報に基づき、書類と貨物を対査した上で搬出している。 | | | |
| | 在庫管理状況 | 帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか。 | ○ | |
| | | 長期蔵置貨物について管理等が適正に行われているか。 | ○ | |
| CPと実際の在庫管理手続が一致しているか。 | | ○ | | |
| CPと実際の在庫管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。 | | ○ | | |
| (具体的措置の内容) 毎週火曜日に貨物在庫情報(IWS)を取り出し、貨物の通関状況や長期貨物の在庫状況を把握し、必要な税関手続を取っている。(本年は長期蔵置貨物実績なし) | | | | |
| 蔵置管理体制等 | 保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか。 | ○ | | |
| | 貨物が適正に区分蔵置されているか。貨物のはい付、さし札等が的確に履行されているか。 | ○ | | |
| | CPと実際の蔵置管理手続が一致しているか。 | ○ | | |
| | CPと実際の蔵置管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。 | ○ | | |
| | (具体的措置の内容) 貨物のはい箋は確実にされ、未通関の表示も徹底されている。 | | | |

| | | |
|--------------------------------|--|-----------------------------|
| | CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか(施設面、人的側面それぞれの観点を総合して判断又は記載すること)。 | ○ |
| | (具体的措置の内容) 貨物は、倉庫内に収容され、来訪者、搬出入車の状況は受付の台帳で管理し、不審者には従業員が声掛けして排除するシステムとなっている。 | |
| 記帳管理状況 | 帳簿に必要事項が記載されているか。 | ○ |
| | 輸入許可書等又はその写しが整理保存されているか。 | ○ |
| | CPと記帳手続が一致しているか。 | ○ |
| | CPと記帳手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。 | ○ |
| | (具体的措置の内容) NACCS記帳を原則とし、IS貨物等はマニュアル管理している。管理簿も保税管理台帳チェックリストを使用し、確実に処理している。 見本持出業務も受け取り確認、MHO記帳も確実に処理している。 | |
| その他のCPの遵守状況 | 通報体制の履行状況は適正に行われているか。 | ○ |
| | 従業員(下請事業者を含む。)に対する社内研修は十分に実施されているか。 また、その結果は責任者に報告されているか。 | ○ |
| | 社内監査制度等を設け、適正に社内監査等が行われているか。 また、その結果は責任者に報告されているか。 | ○ |
| | 社内研修や、内部監査の結果を受け、どのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。 | ○ |
| | (具体的措置の内容) 貨物のオーバー・ショートを含め、税関には適切に報告・連絡している。 倉庫部で毎月1回開催の連絡会内容は、従業員等にミーティングで伝達している。 研修実績の記録(見えるか)等について、実情に応じた改善をアドバイス。 | |
| | 貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分か。 | ○ |
| | 指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されているか。 | ○ |
| | その他のCP記載項目を遵守するためのどのような措置を講じているか。 また、当該措置は効果的であるか。 | ○ |
| | (具体的措置の内容) 責任体制、連絡体制は異動の都度見直され、周知されている。 緊急連絡体制やRM便り等を掲示して周知するとともに、責任者の巡回による貨物保管状況等の確認、ミーティングによる指示事項の徹底を図っている。 | |
| | その他 | 貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われているか。 |
| 問題となる業務委託はないか。 | | ○ |
| 税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分か。 | | ○ |

保稅地域名

(監査年月日:平成28年12月19日～平成28年12月19日)

注: (1) 判定欄には、各事項について適正に履行されていると認めた場合には「A」を、概ね適正に履行されていると認めた場合は「B」を、改善措置の勧告の必要がある場合は「C」を記入。監査記録には、判定の理由について記載。
 (2) 区分欄 総…総括管理部門、顧…顧客管理部門、貨…貨物管理部門、共…各部門共通、監…法令監査部門

3 監査部門における自己評価

| 事項 | 区分 | 判定 | 監査記録 |
|--|----|----|--|
| (1) 内部監査は定期的を実施しているか。 | 監 | A | 内部監査を定期的を実施している(前回監査は平成27年12月22日に実施)。 |
| (2) 監査の方法は適切か。 | 監 | A | 内部監査チェックリスト(本表)により実施。 |
| (3) 当該監査結果を、必要な部署等に適正に報告しているか。 | 監 | A | 監査結果は速やかに神戸支店長に送付し、神戸税関長へ報告、また法令監査部門及び総括管理部門責任者にも報告している。 |
| (4) 監査により改善すべきとされた項目等については、各事業部門において適切に改善措置が講じられたことを確認しているか。 | 監 | A | 前回監査時に改善すべきとされた項目はなかったが、改善の指導があれば、適切に措置が講じられたかを確認する。 |

5 税関その他の官公庁に対する連絡体制

| 事項 | 区分 | 判定 | 監査記録 |
|---|----|----|--|
| (1) 税関及び関係官公庁との連絡窓口の担当者に変更はないか。 | 共 | A | 平成28年10月に、最新版の「保稅業務社内管理体制図」等を管轄税関(神戸税関ポートアイランド出張所)に提出済み。 |
| (2) 貨物の異常、税関手続又は他法令手続の不備等が発生した場合に、迅速に税関及び関係官公庁に連絡される体制、手順は維持されているか。 | 共 | A | 連絡手順が周知されており、体制が維持されている。 |

6 社内の連絡体制

| 事項 | 区分 | 判定 | 監査記録 |
|--|----|----|---------------------|
| (1) 各部門における責任者等への連絡体制は、法令遵守規則又は手順書等に基づいて適正に運用されているか。 | 共 | A | 適正に運用されている。 |
| (2) 部門間の連絡体制は、法令遵守規則又は手順書等に基づいて適正に運用されているか。 | 共 | A | 適正に運用されている。 |
| (3) 貨物の事故等が発生した場合に、法令遵守規則又は手順書等に基づいて、その状況が正確に関係部門等へ報告される体制が維持され、適正に運用されているか。 | 共 | A | 体制が維持され、適正に運用されている。 |
| (4) 上記(3)の事故等について、原因究明、再発防止策等が適切に講じられる体制が維持され、適正に運用されているか。 | 共 | A | 体制が維持され、適正に運用されている。 |

8 研修及び懲罰

| 事項 | 区分 | 判定 | 監査記録 |
|--|----|----|-------------------------------|
| (1) 従業員の研修・教育は、法令遵守規則等に基づいて研修・教育プログラムが策定され、実施されているか。 | 共 | A | 研修等が策定され、実施されていることを研修実施記録で確認。 |
| (2) 実施されている研修等の項目は、税関手続及び貨物管理等の適正化の観点から適正なものとなっているか。 | 共 | A | 適正なものとなっている。 |
| (3) 従業員の懲罰に関する規定は、有効に機能するような体制が維持され、適正に運営されているか。 | 共 | A | 適正に運営されている。 |

保税蔵置場又は指定保税地域 内部監査チェックリスト

注：(1) 判定欄には、各事項について適正に履行されていると認めた場合には「A」を、概ね適正に履行されていると認めた場合は「B」を、改善措置の勧告の必要がある場合は「C」を記入。監査記録には、判定の理由について記載。

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 保税地域コード | ██████████ | 保税地域の名称 | ██ |
| 保税地域の所在地 | ██ | 監査者氏名 | ██████████ |
| 監査年月日 | ██████████ | | |

| 区分 | 監査項目 | 判定 | 具体的措置の内容 |
|----------------|--|----|--|
| 貨（搬出入管理手続管理体制） | 搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか。 | A | 一致している。当該蔵置場では、輸出しようとする貨物の梱包作業を行っており、梱包後に搬入管理担当者がパッキングリストと輸出貨物登録情報（ECR）を照合し、マーク、番号、個数、重量等を確認、さらに現品と対査してからNACCS搬入登録している。また、搬出時は、パッキングリスト、輸出許可通知書、輸出乙仲担当者作成の輸出整理表について内容を照合の上、現品を対査してトラック積込を確認し、搬出登録している。 |
| | 搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか。 | A | 貨物の実態に即した適正な記帳が行われている。 |
| | 搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか。 | A | 「NACCSチェックリスト」を作成し、データの取込、データ内容の確認、これら作業の実施について、担当者、貨物管理責任者、総合責任者補佐が毎週確認している。 |
| | 搬出につき必要とされる許可・承認書等を確認しないで搬出した事例はないか。 | A | 該当事例なし。 |
| | CPと実際の搬出入手続とは一致しているか。 | A | 一致している。 |
| | CPと実際の搬出入手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか。 | B | NACCS保税作業に係る安全作業標準書により、ベテラン担当者（作業歴6年）が確実に搬出入手続を行っている。一方、手順書の見直しが行われていなかったため、業務手順を整理して手順書に反映させるよう助言した。 |

| 区分 | 監査項目 | 判定 | 具体的措置の内容 |
|---------|---|----|--|
| 在庫管理状況 | 帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか。 | A | 一致している。当該蔵置場では輸出貨物を梱包後、その殆どが即日または翌日に出庫されている。 |
| | 長期蔵置貨物について管理等が適正に行われているか。 | A | 梱包倉庫として機能しており、長期蔵置貨物は発生していない。 |
| | CPと実際の在庫管理手続が一致しているか。 | A | 一致している。 |
| | CPと実際の在庫管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか。 | A | NACCSの貨物在庫状況照会(IWS業務)を月2回以上実施し、保税台帳と在庫貨物の数量が一致しているか確認を行っている。 |
| 蔵置管理体制等 | 保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか。 | A | 保税地域以外の場所に貨物は蔵置されていない。倉庫全体が保税蔵置場であり、さらに内部を区画分けし、コーンや立て札で蔵置を整理している。 |
| | 貨物が適正に区分蔵置されているか。貨物のはい付、さし札等が的確に励行されているか。 | A | 適正に区分蔵置されている。通関する貨物については、特定の区画に蔵置して申告するか、入りきらない場合には蔵置中の区画をコーン等で囲い、立て看板により「通関中」の表示を行っている。 |
| | CPと実際の蔵置管理手続が一致しているか。 | A | 蔵置管理手続が一致している。 |
| | CPと実際の蔵置管理手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか。 | A | 蔵置管理手続の実施状況について、毎月「貨物管理チェックリスト」による確認を実施している。 |
| | CPに基づき、外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか(施設面、人的側面それぞれの観点を総合して判断又は記載すること) | A | 来訪者は事務室で受付を行い、識別用のバッジを発行し、不所持者に対しては声掛けを行っている。また、昼休みはゲートを閉鎖し、夜間・休日は警備会社による機械警備を行っている。 |

| 区分 | 監査項目 | 判定 | |
|-------------|--|----|---|
| 記帳管理状況 | 帳簿に必要事項が記載されているか。 | A | NACCS配信データによる帳簿を作成し、必要事項が記載されている。データの取込みについては確認表(「NACCSチェックリスト」)を作成し、担当者及びそれ以外の者が毎週チェックすることで、取込漏れを防止している。 |
| | 輸入許可書等又はその写しが整理保存されているか。 | A | 許可書写し及び関係書類は事務室内に整理保存されている。 |
| | CPと記帳手続が一致しているか。 | A | 一致している。 |
| | CPと記帳手続を一致させるためにどのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか。 | A | NACCS管理データの取込み確認を毎週行い、その実施状況については、「貨物管理チェックリスト」によって責任者が毎月確認を行っている。 |
| その他のCPの遵守状況 | 通報体制の履行状況は適正に行われているか。 | A | 社内管理体制図を事務所内に掲示し、それに基づく連絡・通報体制を周知している。 |
| | 従業員(下請事業者を含む)に対する社内研修は十分に実施されているか。またその結果は責任者に報告されているか。 | A | 税関や支店の実施する講習や保税勉強会に参加し、その結果を教育記録に残して責任者に報告している。 |
| | 社内監査制度等を設け、適正に社内監査等が行われているか。またその結果は責任者に報告されているか。 | A | 社内監査は適正に行われており、結果が責任者に報告されている。 |
| | 社内研修や、内部監査の結果を受け、どのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか。 | B | 監査結果をミーティングで周知し、社内研修については研修資料の回覧等を行っている。更なる能力向上のため、研修の有効性を評価・確認して、その結果を次の研修に反映させていくことについて、検討を助言した。 |
| | 貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分か。 | B | 保税業務社内管理体制図により責任を明確にしているが、各業務を全て同一社員が担当していることから、相互牽制ではやや弱い面がある。 |
| | 指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されているか。 | A | 指導・指摘事項があれば、社内全般に周知し、遵守される体制にある。 |
| | その他のCP記載項目を遵守するためのどのような措置を講じているか。また、当該措置は効果的であるか。 | A | CPの各項目が遵守され、確実に実施されているかを確認するため、「貨物管理チェックリスト」に基づく確認を毎月行い、総合責任者である支店長に報告している。 |
| 区分 | 監査項目 | 判定 | 具体的措置の内容 |
| その他 | 貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われているか。 | A | 適正に行われている。 |
| | 問題となる業務委託はないか。 | A | 問題となる業務委託はない(内貨の梱包作業を2社に委託している)。 |
| | 税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分か。 | A | 担当者は保税部会勉強会への参加等により知識向上、研鑽に努めており、記帳能力を有している。 |